

「公募設置管理制度 (Park-PFI)」について

1. 事業の目的

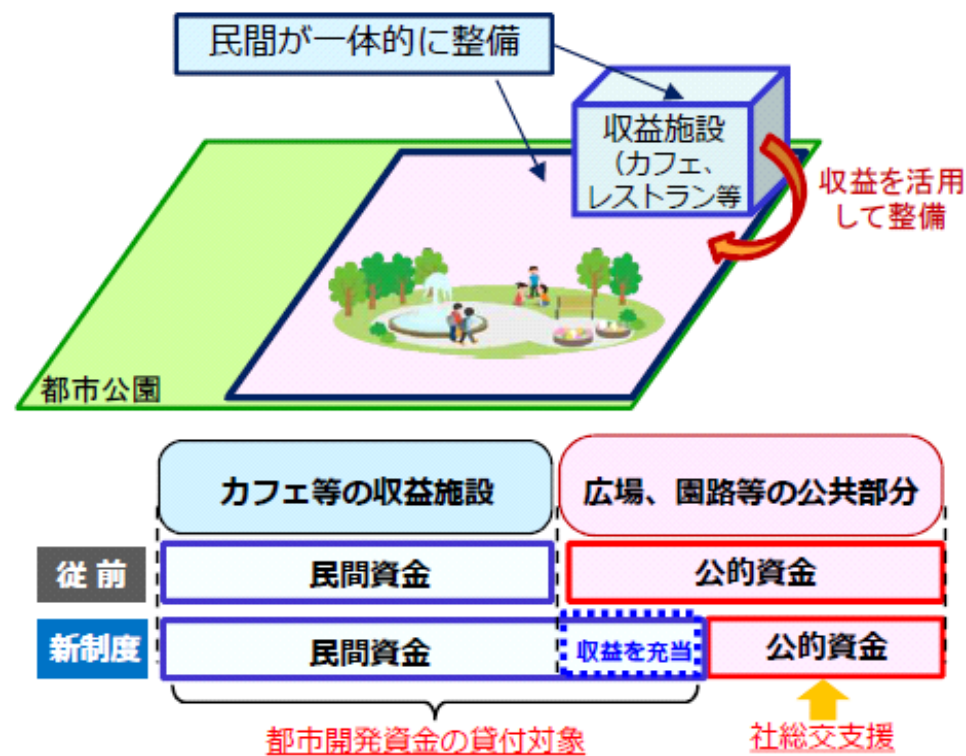
公募設置管理制度は、平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度で、民間収益事業を実施する「公募対象公園施設」と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」等を整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度のことをいう。

公募設置管理制度を活用することで、以下のメリットがある

- ・ 設置管理許可期間の延伸 (20 年)
- ・ 建蔽率の緩和 (条例に定める必要あり)
- ・ 事業の収益を高めるための占用物件 (利便増進施設: 看板、その他) の追加

その一方で、公募設置管理制度を活用する場合には以下の条件がある。

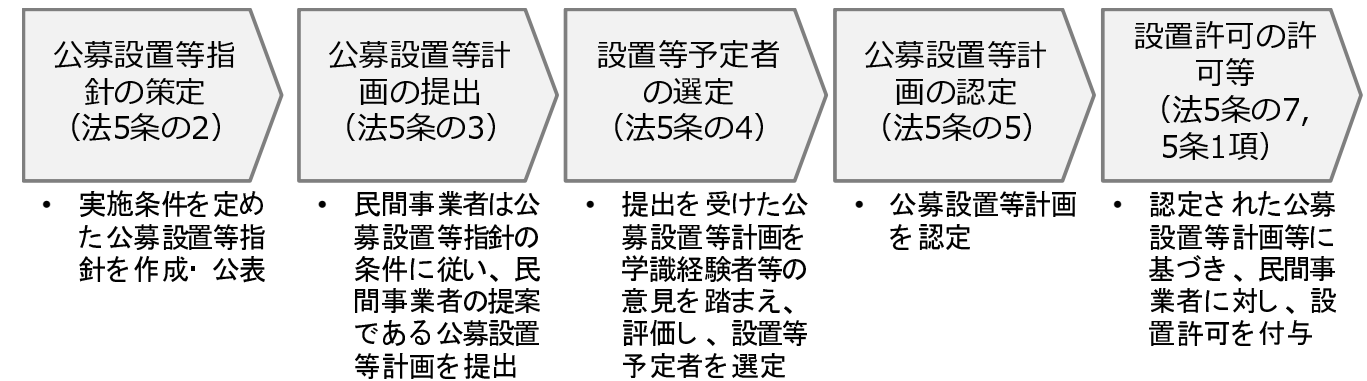
- ・ 事業者を公募することが必須
- ・ 公募対象公園施設の管理運営を実施させることは必ずしも求められておらず、Park-PFI 事業者とは別に、別途都市公園全体を管理運営する指定管理者等を指定することも許容



(出所) 国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

2. 公募設置管理制度活用にあたってのプロセス

公募設置管理制度を活用する場合には、都市公園法上の以下のプロセスによって事業者を公募、選定する必要がある。また、選定にあたっては、学識経験者等の意見を踏まえ、評価することが規定されている。



3. 公募設置管理制度の活用事例

◇ 名古屋市「久屋大通公園 (北エリア・テレビ塔エリア) 整備運営事業

久屋大通公園の再生のため、Park-PFI を活用して事業化された事例で、公募対象公園施設として、飲食・売店等の収益施設の整備が、利便増進施設として看板・広告塔の整備が行われる。特定公園施設については、30 億円を上限として、既存施設の撤去を行わせるとともに、各種インフラ、園路、広場、駐車場、駐輪場、昇降機等の整備が行われ、当該特定公園施設については、指定管理の指定を受け事業者が管理運営を行う (ただし、駐車場については管理許可による管理を実施)。事業期間は 20 年で、当該事業の事業者が指定管理者の指定を受け、公園全体の管理運営を行う (指定管理期間は 17 年 11 か月を予定)。